

29 東児福第〇〇号
平成29年〇月〇日

東京都知事 小池 百合子 殿

東京都児童福祉審議会
専門部会

部会長 柏女 霊峰

子育て家庭を地域で支える仕組みづくりに関する緊急提言（案）

平成28年6月、児童福祉法等の改正により、子育て世代包括支援センターの法定化、母子保健施策を通じた虐待予防、区市町村における児童等への支援拠点の整備及び障害児支援の拡充や保健・福祉等の連携促進などが規定され、地域の包括的支援体制の構築等を一層進めることとされた。

都は、これまで、国に先駆け区市町村の子供と家庭に関する総合相談窓口である子供家庭支援センターの整備やゆりかご・とうきょう事業の実施など、地域の子育て家庭を支える体制整備を進めてきたが、増え続ける児童虐待を防止するとともに、子育て家庭が地域でより安心して生活できるよう、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制を強化する必要がある。

現在、当部会では、子育て家庭を地域で支える仕組みづくりについて議論を行っているが、支援を要する子育て家庭の早期発見や虐待予防に大きな役割を果たす事項や支援体制の着実な整備が求められる事項について、東京都は早急に取り組むよう下記のとおり提言する。

記

1 産後間もない時期の母子への支援の強化

産後うつ予防や新生児への虐待予防を図るためには、産後間もない時期から、支援が必要な母子を発見し、支援につなげる仕組みが必要である。

都は、ゆりかご・とうきょう事業により、全ての妊婦を対象に保健師等の専門職が面接を行い、各家庭の状況を把握した上で、必要に応じて支援プランを作成し、産後ケア事業を含め、継続的な支援を行う区市町村を支援してきたが、今後、区市町村における産後間もない時期からの支援をさらに強化する必要がある。

【提言1】

産婦健康診査や退院直後の母子の心身のケアや育児のサポートを行う産後ケアの取組を、より多くの区市町村が実施できるよう支援を行うこと。

2 一時的に家庭での養育が困難となった場合の支援の拡充

区市町村が実施するショートステイは、保護者の育児疲れや養育不安又は入院等により一時的に子供の養育が困難となった場合に、一定期間子供を預かる事業であり、虐待の未然防止の観点からも重要な取組である。

しかし、自治体によっては、利用に当たって、事前の予約が必要な場合や身近な地域で実施されていない場合があるなど、必ずしも保護者が利用しやすい仕組みになっていない。

また、必要な時にショートステイを利用できない結果、家庭から一時引き離す必要がある子供の保護等を行う一時保護所を利用せざるを得ない状況も見受けられる。

【提言 2】

ショートステイの受け皿の確保に取り組む区市町村への支援を拡充すること。

3 障害児支援の提供体制の整備促進

障害児とその保護者が地域で安心して生活していくためには、身近な地域で、きめ細かな相談や療育支援などの様々な支援が提供されることが必要である。

しかし、現状では、障害児支援に係るサービス資源や支援体制については、自治体ごとに大きな差もあり、必ずしも十分ではない。障害児とその家族が安心して暮らせるよう、地域の支援体制の充実が必要である。

【提言 3】

- ・ 障害児支援の中核的施設である児童発達支援センターをはじめ、保育所等訪問支援事業所や主に重症心身障害児を支援する障害児通所支援事業所の設置促進など、地域の障害児支援の提供体制整備への支援を充実すること。
- ・ 国に対し、平成30年4月に予定されている障害福祉サービス等報酬改定に向けて、医療的ケアが必要な障害児への支援を適切に評価することなどについて働きかけること。

4 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

障害の有無にかかわらず児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するためには、子育て支援施策と障害児支援施策との緊密な連携が必要である。

現在、子ども・子育て支援事業計画の中間見直しや障害児福祉計画の策定に向けた検討が各自治体において行われている。

【提言 4】

区市町村に対し、保育所や認定こども園等の障害児の受入れをはじめとした子育て支援施策と障害児支援施策とが連携した取組について、子ども・子育て支援事業計画や障害児福祉計画に盛り込むよう働きかけること。